

◎相談支援体制のあり方について

	ご意見等
久保野恵美子委員	<p>○一次相談窓口求められる機能等について、どうあるべきか 既存の相談支援に関する社会資源を活用することになると思います。多様なものがあるようですので、愛称や親しみやすいマークでイメージの共有化を図るなどの工夫により(ex.「ココロン窓口」としてココロンのイラストを掲げる等)、気軽に立ち寄り、話せるようにすることができると良いと思います。</p> <p>○紛争解決の仕組みについて、どうあるべきか 相手方を呼び出してのあっせん、調停については、正直なところ、あまり具体的なイメージがもてません。先行条例における実例等を参考にして、その有効性等について考えてみたいです。 啓発や予防と有効に関係できる仕組みが必要と思います。</p> <p>○他機関との連携や地域におけるネットワークづくりはどうあるべきか 条例づくりの段階でつながりを具体化しつつ、それを継続しうる枠組みを条例に盛り込んでおくことが考えられると思います。</p> <p>○その他 特にありません。</p>
黒瀧和子委員	<p>○一次相談窓口求められる機能等について、どうあるべきか 行政又は事業所等の窓口に行けない。(身体と心の面で) 高齢者の「あきらめ」の声が聞こえます。 身近に相談出来る場作りが必要。 各地区の集会所で社協、民生委員の方の協力が好ましいと思います。 顔の見えるつながりで障害者の理解につながるのではと期待します。</p> <p>○紛争解決の仕組みについて、どうあるべきか 日常的に中立の立場で仲裁して下さる機能が必要。</p> <p>○他機関との連携や地域におけるネットワークづくりはどうあるべきか 精神と知的障害といった重複障害者の意見交換会の場が必要です。他の病気でも同様です。 障害者の年齢が高くなるにつれ、家族からの声が多く聞かれます。特に最近は知的障害の家族からの声。行政の方々に考えて頂ければと思います。</p>
坂井伸一委員	<p>○一次相談窓口求められる機能等について、どうあるべきか 1.差別事例が発生した場合、差別を受けた当事者(以下:当事者)がまず相談しやすい窓口の認知度について広く当事者・市民等へ広報することが前提と考えます。(差別条例の認知も含む) 2.例:各区の障害高齢課が最初に当事者の相談を受けた場合に、当事者の意見を傾聴し今後の対応について、手続きの説明をして書類に「(仮)被害届」のようなものを提出するよう形を取るならば、少し敷居が高いと感じます。(泣き寝入りになることも想像できます)障害高齢課で聴取する形式が良いのではないかと考えます。 また、当事者が差別事例を大げさにすることを避ける傾向(今後の生活への影響、ストレス)を考慮すると、障害高齢課は当事者から聴取した事例を一旦受け、加害者への聞き取りや検証が必要であることを説明し、具体的な対応については大体いつ頃までに回答をしますと当事者へ理解を求める形が自然と考えます。(早期解決)もちろん、対応の検証に緊急性があるものと、多少は時間がある場合とに分かれるとは思いますが、状況によって臨機応変に判断していくことが大切と考えます。 3.現状でできる対処法は「事例集」を元に、各区均一的サービス共有化を図る目的で、月に一度各区合同の研究会(検証)を設ける方法が良いのではないかと考えます。(各区自立支援協議会や区障害高齢課の連絡会等を活用する) また、その他の相談事業所等の窓口を利用する場合、基準は必要と感じます。(マニュアル(事例ごとの対処法)＝ガイドライン)がなければ、各機関の対応がまちまちだと当事者が困惑するだけだと思います。(事例にないものはその都度要検討) 4.差別を受けながら、発信できない当事者のためのシステムの検討も課題だと考えます。(家族、支援施設、一般市民等の目撃情報等も含みます。例:仙台市、または相談事業所へ相談しやすいメール・電話等で相談を受けられるシステム、相談手段窓口の説明リフレットの配布等)</p> <p>○紛争解決の仕組みについて、どうあるべきか 1.基本的には、当事者から相談を受けた関係機関が対応する仕組みが実用的と考えます。 あくまで、当事者と加害者の関係性を重視して、紛争の重度化に至らずに解決するのが理想だと思います。(当事者のストレスを考慮すると生活への影響は重要なキーワード) 2.ケースによりませんが、できるだけ早く解決する方策を取るべきだと思います。 加害者の返答等が遅くなることも考えられることから、期間を区切って(例:「一週間以内」)等期限を設けて、返答がなければ相談を受けた関係機関から催促等も行われるべきと考えます。 3.上記でも解決しない場合は「第三者委員会」の開催が必要と考えられます。 4.「第三者委員会」の開催はある一定の期間を定めて、加害者から改善が見られなければ委員を召集し、対応について検討する。(改善がない場合は市長に具申) 5.加害者への対応として、他都市条例施行の事例を参考に(刑事罰ではなく)、市長の勧告→返答なし→公表が最適だと思います。</p>

◎相談支援体制のあり方について	
	ご意見等
白 江 浩 委 員	<p>○一次相談窓口求められる機能等について、どうあるべきか ①現在、仙台市内のある相談支援事業所に、一次窓口としての役割を要請する。(受けてくれた事業所は公表)(特に一般指定のところ) ※その場合、一定の研修を義務づける(安心して相談できる寄り添う姿勢等) ②一次窓口で解決できるものは当然と対応してもらい、それ以外(解決困難)については、基幹相談もしくは仙台市に即時報告(連絡)する。</p> <p>○紛争解決の仕組みについて、どうあるべきか ①一次窓口での解決努力とアドバイスの仕組み及び具体的対応。ネットワークの構築。 ②ネットワークは仙台市を事務局(もしくは推進協議会か自立支援協議会の下部)として関係機関(当事者団体、弁護士、警察、労基署、司法書士、教育関係、不動産関係等)でネットワーク会議を構築し、一次窓口へのアドバイスもしくは解決困難事例への対応を依頼する。 ③ネットワーク参加機関には、一次窓口の定例会への参加も依頼。</p> <p>○他機関との連携や地域におけるネットワークづくりはどうあるべきか 前述のとおり。</p>
鈴 木 清 隆 委 員	<p>○相談支援を担当する事業所(部署)の役割としてどこまで求めるのか不明確。 ※差別に関する相談なのか、地域生活支援に関する相談なのか区別が難しいという認識がある中では整理が必要。</p> <p>○紛争解決の仕組みについて、どうあるべきか 紛争解決の仕組みまでどのようにつながっていくのか不明確。(一次相談窓口では対応困難と判断した場合、一次相談窓口での対応に不満がある当事者なのか?)</p> <p>※前段も関係するが担うべき役割の範囲と次のステップである紛争解決の仕組みへの流れを整理しないと、混乱することが想定される。</p>
諸 橋 悟 委 員	<p>○一次相談窓口求められる機能等について、どうあるべきか 様々な相談が様々な形で、様々な機関や人に寄せられてきた。その解決のほとんどは、その「一次相談窓口」の裁量に委ねられ、「解決(曖昧になることも含め)」されてきた。 差別に関する相談もそうであって、個別的に処理され、本人や相談を受け受けた機関や人が具体的に声を挙げない限り、社会的解決に向かうことはまれである。これは行政や障害者相談支援事業所、法務局、労働局、運営適正化委員会での事例でも言えるのではないかと思う。それぞれに責任・権限の範囲内で実施され、「解決」され、共有されていないことが多いのが実態であると思う。 そうしたことから差別に係る相談支援体制のあり方については、 ①一次 窓口(傾聴と問題の分類化) ②二次 専門的・個別的解決を図る ③総括し、社会的(全市的)解決を図る 相談・解決の仕組みの一環としてあり方を検討されるべきと考えます。 差別の事例は、個別の障害者の機能・形態障害impairmentに直接的に基づくものではなく、生活の場での差別的評価、排除・虐待、不利・権利侵害など具体的である。また障害の種類によって違うわけではない(違いをもって解決にはならない)。そのため障害当事者が生活する地域や職場、施設などで発生する事柄に具体的に対応できる一次相談支援体制であることが求められると思います。</p> <p>※私の就労支援に係る経験では、10年ほど前に知的障害の方が職場で虐待され、対人恐怖症に陥った、その職場からまた再び、虐待—抑うつ状態の事例が発生し、労働基準監督署に申し立てし、本人聴取の段階で、うまく伝えられずに断念。再就職しようとしたが恐怖感から決まりかけていた就職に結びつかなかった事例があります。10年前の事例は作業所の職員として接した利用者のごと(その前に当事者が支援を受けた知的障害者施設の職員が把握していました。)いまだ、会社が怖いので、就労は実現していません。10年後の事例は抑うつ状態になって休職した本人の姉から就労支援センターで相談を受け、私が事業所へ電話をしたが無視され、姉が労働局に相談、事情聴取を受けたが本人ダメージが大きく、「我慢するから、なかったことに…」という姉の判断で停止しています。その会社は、『一部の手加工を複数の障がい者更生施設に依頼することにより強力な人海戦術が実現し、納期的アドバンテージを獲得しました。何より社員達は、便宜的に分かれている健常者と障がい者の壁を意識せず、一人の人間として共に労働しています』とHPIに掲げ、障害者多数雇用事業所として表彰されている事業所です。適切な指導が労働局からなされたことは残念ながら聞いていません。</p> <p>類似のケースは他にもあるが、結局、解決すべき事業所の問題がそのままになり、本人問題として扱われているのが多数ではないかと思えます。「論点を踏まえた…整理」(資料3)の(5)一次窓口求められる機能として、「中立の立場で調整を行う」とあるが、引っかかる文言です。不要と思えますし、被害を受ける障害当事者の立場に立つのが、差別禁止、解消の基本ではないでしょうか。 そのようなことから障害者の相談支援に関する社会資源がうまく機能するためには、 ①解決に結びつくための関係機関が連携するネットワーク—仕組み作り ②相談に対する適切な対応を実施するための継続的な研修によるスキルアップ ③差別に対する相談支援機関の障害当事者・福祉サービス事業所や市民に対する啓発 ④障害者相談支援機関の整備—相談員制度、相談支援事業所、福祉・法・労働専門機関の流れ</p> <p>※現在の相談員制度の中で、この条例に係ることが解決に向かうのか懸念されるどころです。多くの相談員は、親身になって日常生活上の困りごとを傾聴し、アドバイスされていますが、親睦や悩み事の相談を主にしており、差別禁止についての視点や権利擁護については弱いところではないでしょうか。改めて、条例に沿った相談員制度を立ち上げ、または再編することが求められると思われまます。またその際、障害別にあった相談員を地域(区)や分野ごとにした方が機能すると思われまます。</p>

◎相談支援体制のあり方について

	ご意見等
諸橋悟委員	<p>⑤一次相談窓口で、解決できる事例なのか、分類する機能と速やかな解決法の選択肢を相談員が持つこと等々が考えられると思います。</p> <p>○紛争解決の仕組みについて、どうあるべきか まず一次相談に来る前の過程をどう考えるか。どこで差別が発生するかということを考えておく必要があります。下関の「虐待施設」は、全施設職員の内部告発によるものでしたが、地域(町内)や職場、障害福祉サービスの現場において、差別は現存し、障害者は常に社会的不利の状況におかれ、それが当たり前のもので浸透している現実社会があります。不断の蓄積の上に障害者の権利保障を貫く体制と一体のものとして、紛争解決の仕組みが作られる必要があると思います。単に事件(紛争)解決の仕組みとしてとらえるべきではないと思います。殴る、蹴る、排除・無視をするなど肉体的精神的な差別事例は、刑事事件や行政的指導としてついでいく必要があると思いますが、そうした事案になることも含め、仲裁や理解促進で解決する場合もあることから、相談の内容、各レベルに応じた解決の道筋の整理、ルール化を図る必要があると思います。</p> <p>その上に立って、 ①一次相談窓口たる地域毎に設置される相談員・相談支援事業所による解決 差別事例によって、地域(町内)、企業・労働機関等と連携した課題解決を行う。同時に必要な事案については、「専門機関」について、解決を図る。 ②二次相談支援—課題把握・整理と地域啓発などを課題とする「自立支援協議会」などの一機関として機能する区の総括機関(直接的な相談機関としては機能しなくてよい)。 ③紛争解決・あつせんなどを行う福祉・法・労働・企業・行政などの専門的機関 差別を解消するには、より強力な権限と社会的リーダーシップが必要であることから、「調整・解決の機関」の設置が不可欠である。そのため福祉団体の代表・人権機関・労働機関・行政機関等の構成による「第3者機関」が解決を図る仕組み。 あつせん・解決案を受諾しない場合、勧告・公表等のペナルティを課し、「差別解消条例」の実効性を担保することは、その通りと思う。</p> <p>○他機関との連携や地域におけるネットワークづくりはどうあるべきか ①現在、この差別についての条例検討と同時進行的に「地域福祉(行動)計画策定」が進められようとしており、また介護保険に係る地域包括ケアシステム作りも進行すると思われることから、これらとの有機的な結びつき、または部分的にも一体化が図られる必要があると思われる。実際に機能することを考えると、そのキャッチメントエリアの大きさとして、介護保険では中学校区を単位として包括支援センターを設置しているが、それと重ね合わせて、「各区障害者差別解消地域支援協議会」を設置することが必要と思われる。 26年度より、障害者差別解消地域支援協議会のモデル事業が各地において行われていることからこれを参考に仙台におけるネットワークのあり方を検討すること ②現在、障害者施策推進協議会において、各界の方々の意見をうかがう機会があるが、施策推進協議会において、「差別解消条例」の具体のあり方について、報告・意見交換を行い、障害者施策に反映すること ③障害者に対する差別観、権利保障の考え方は、常に進化、変化するものと思います良かれと思った福祉施策が時代遅れになったり、その施策の反映する支援者や福祉サービスのあり方が差別的であることは言う待たないこと。市における指導監査に加えて、障害当事者を中心とする「権利推進機関」の設置と福祉サービスのチェック活動が必要と思っています。</p> <p>○その他 ついでに、「条例の名称」については、関わる課題が広いことから、差別解消や差別禁止より、権利保障や擁護の言葉が入ることが望ましいと思います。 障害の表記については、法の通りで良い。ひらがな表記であっても現実には変わらない。言葉遊びは意味がないし、無駄な議論。</p>
柴田糸子委員	<p>○一次相談窓口に求められる機能等について、どうあるべきか ・差別と感じた障害者と、差別をしたと感じられた側の双方の意見をよく聞き、中立の立場で調整を行うことが、事案の解決には不可欠である。 ・相談窓口については、障害者やその家族だけではなく、障害のない人や、事業者など利用しやすいことが必要である。</p> <p>○紛争解決の仕組みについて、どうあるべきか ・日常的な相談支援において、解決が図られなかった場合は、紛争解決のため、仲裁機関を有する第三者機関が必要である。</p> <p>○他機関との連携や地域におけるネットワークづくりはどうあるべきか ・差別事例への対応においては、関係する法令や処分権限等を有する機関等に適切につなぐなど、既存の仕組みと連携することが重要である。</p>

◎相談支援体制のあり方について	
	ご意見等
杉山裕信委員	<p>○一次相談窓口求められる機能等について、どうあるべきか 私は今まで14・15年間、仙台市障害者施策推進協議会や、仙台市自立支援協議会を傍聴し続け、そこに提出された資料を読み委員を通じて私の考えを提案させていただいた。この間、仙台市としては相談支援に消極的な姿勢が感じられてきた。計画相談の導入に伴い、相談支援事業所の数は増えたが、計画相談の立案で精一杯というのが実情である。「障害者差別」に関する相談支援ではそういうことではないようにしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害をもつ人が被る個別・具体的な不利益や差別を解消するためのシステムが不可欠である。 ・差別を受けた場合に、相談できる場所を設ける(相談センター等)。 →独立した機関であることが必要と考える <p>「障害者差別」に関する研修をして見識を持つ人材を育てる必要がある。</p>
	<p>○紛争解決の仕組みについて、どうあるべきか 紛争解決は「それが差別なのか、差別でないのか」判断に迷うものが増えると予想されるが、できるだけ「障害者を受け入れる」という観点で紛争解決に当たらないと、結局は「障害者を排除する社会」がそのまま続くことになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助言や調査、あっせん等ができる機関を設ける(委員会等)。 →独立した機関であることが必要と考える ・調査、あっせん機関のメンバーの過半数は、障害を持つ当事者とする。 ・首長の名のもとに勧告・公表等ができるようにする。 <p>○他機関との連携や地域におけるネットワークづくりはどうあるべきか</p> <p>①差別をなくすための会議体の設置 ・実際の事例をもとにして、相談、調査、あっせん機関と市が協議し施策や制度へ反映させるための仕組みを設ける →障害者差別解消法における「障害者差別解消支援地域協議会」のようなネットワークが必要である。</p> <p>○その他</p> <p>①未然防止(市民に対する理解と関心の増進)のシステムの構築 ・障害をもつ人への差別等があった時のシステムと同様に、差別等を未然に防止するためのシステムが必要不可欠である。教育や啓発、交流等の取り組みによって、市民の障害を持つ人への理解を促進することにより、偏見や不適切な対応、態度をなくしていくことが重要である。 ・障害をもつ人の多くが「周囲の理解」がないことによる不利益や差別を経験していることからもっとも重要な点である。 ・具体的には、各事業分野での意見交換会の実施や、当事者が参加しての研修の実施など。</p> <p>②好事例の公表および表彰 ・障害をもつ人への差別の解消を広げるため、差別の解消等に取り組んでいる事業所、事象を公表し、表彰等を行う。</p>
高橋望委員	<p>発表のみ</p>
高橋秀信委員	<p>◎相談支援体制のあり方について 基本的には、提案されているとおりでよいと思う。 しかし、市役所に直接相談を持ち込むとなると、かなり差し迫ってから、あるいは、追い詰められてからという状況になるのではないかと。 差別相談110のような係をお各区に置き、対応してほしい。 視覚障害者の場合は、アイサポートセンターや宮城県の視覚障害者情報センター、視覚支援学校等も相談窓口としての機能を持たせてほしい。 他の障害種別も相談しやすい施設にそのような窓口を設置してはどうか。</p> <p>障害種別によりその対応はかなり複雑であり、多岐にわたることが予想される。 相談員には、しっかりした研修をさせてほしい。 そして、紛争解決機関として、第三者(行政とは別の独立した紛争解決委員会)を創設していただき、解決に当たってほしいと思う。</p> <p>○条例の名称 とものにしやすい杜の都の社会作り実現条例 このような、わかりやすい仙台市らしいネーミングになり、障害者の理解・啓発が進むようなものになってほしい。 対象は、障害者だけでなく総合福祉法でも入っているように病弱者やリハビリ中の方々も含めたものにしてほしい。</p>

◎相談支援体制のあり方について

	ご意見等
千葉照之委員	<p>○一次相談窓口に求められる機能等について、どうあるべきか 資料の表記が良いと思うが、対応する相談員は、中立的な立場で話を聞くのはもちろんだが、相談員の有資格者制度(研修受講者)を作り、又、各障害者対応チェックリスト等を開発・作成して、評価基準を基にばらつきのない対応を心掛けることが必要と思う。<公平・平等な対応></p> <p>○紛争解決の仕組みについて、どうあるべきか これも資料の(6)で良いと思う。</p> <p>○他機関との連携や地域におけるネットワークづくりはどうあるべきか ・これも資料(7)で良いと思うが、現在でも相談支援事業所でもネットワーク会議が開かれており、事例等の情報共有を再確認する事で良いと思う。ただ、不備があれば改善を常に行うべきで、慣れは良くない。 ・ネットワークは裾野を広くとると良いと思う。</p> <p>○その他 【条例の名称】 「障害のある人も、ない人も暮らしやすい街仙台」的な名称で良いと思う。 【障害の表記】 仙台市が発行している「ふれあいガイド」内の表記で良いのではないかと思う。</p>
橋本治子委員	<p>○一次相談窓口に求められる機能 1 コーディネート力 常に「差別に関する問題である」ことを意識して相談がなされるわけではないこと、複数の問題が絡み合うことがあることからすると、相談の内容を整理し、次にどこにつなげたらよいか、どの機関、どの関係者が解決を導くために必要か、課題を整理する能力、相談者が真に求めるところを聞き出せる能力のある人材が必要。 2 即時対応 気軽に相談する人ばかりではなく、逡巡した末に相談する人がいるであろうことを思うと、相談者が相談しようと思いついたタイミングを聞き逃さずに話をきく体制であること。「担当者不在」が続くと相談する意欲が失われるのではと懸念する(先日の意見交換会で思ったこと)。</p> <p>○紛争解決の仕組み 何を「売り」にするのか明確にすること 紛争解決の仕組みとしては、現在でも、各法に基づくあっせん・仲裁、民間ADR、裁判所での訴訟・調停等が存在するが、あらたに紛争解決の仕組みを作るのであれば(あるいは既存のものを利用して整備を図るのであれば)、当事者が、他の紛争解決の仕組みではなく、あらたな紛争解決の仕組みを選ぶ理由(紛争解決機関からすれば「売り」)は何かを意識する必要がある。 法律上、行政も事業者も不当な差別的取扱いが禁止されるが、合理的配慮は事業者には努力義務であり、既存の紛争解決では今まであまり扱ったことのない分野であろう。また、障がいのある人の社会参加を実現するには、差別的取扱がなくなるだけでは不十分であり、合理的配慮を具体化する作業が欠かせないところ、合理的配慮については個別性が強い内容になることもある。 このような特徴を踏まえると、対話を主眼とし、当事者同士の理解・納得に基づく自主的解決を援護しつつ、解決のための道筋を当事者とともに作り上げることが紛争解決の仕組みに求められる機能と考える。障がい当事者のみならず、相手方からも一定の信頼関係を得られなければ解決は難しく、質の確保は当然欠かせない。</p> <p>○他機関との連携や地域におけるネットワークづくり 連携する前に、さまざまな機関がある中で、お互いに、何をやっているのか(何ができるのか)理解しているのだろうか(私はいまいち分かっていない)。</p>